表-5) 臭気濃度測定(調査測定)

【説明】

臭気濃度の公害防止協定値(目標値)は協定書第6条第4項、別表4より調査、測定方法については、同書第8条及び別表7に規定されています。
※三点比較式臭袋とは、臭いをつめた袋と無臭の袋2つを加えたものを1セットとして稀釈濃度を変えたものを複数用意し臭いを判定する測定方法で、被験者(パネル)
複数に判定してもらうことで、精度と客観性を得ています。

(1) 敷地境界 (測定場所 図2 参照)

区 分	測定地点	目標値	敷地境界	備考	
測定日: R4.5.18	風下		10未満	- 2, 3号炉稼働	
測走口: R4.5.18	風上	15	10未満		
測定日: R5.1.24	風下		10未満	- 3号炉稼働	
	風上		10未満		

(2) 煙突・臭突出口 (測定場所 図2 参照)

(=//±/()()(=:	<u> </u>				
区 分	測定地点	目標値	煙突出口	臭突出口	備考
測定日: R4.5.18	1回目	500	320	16	2号炉
则足口. R4.3.10	2回目		100		
測定日:R5.1.24	1回目		500	32	3号炉
	2回目		160		

※臭気濃度測定(印西クリーンセンターの操業及び公害防止に関する協定書第6条第1項(4)悪臭値 別表4)において、臭気濃度は法規制が無いので目標値としている。

※測定方法:三点比較式臭袋法による

表-6) 処理水の水質測定

【説明】

公害防止協定値は協定書第6条第5項、調査測定等は同書第8条第2項に規定されています。

測定物質は、健康被害を生ずるおそれのある物質として水質汚濁防止法で定められている10物質を対象としていますが、当施設はクローズド方式として通常運転時 は外部に放流することはありません。(放流時は下水道を利用します。)

各物質については下記を参照してください。

		測定日	: R4.6.28		
区分	単位	規制値	協定値	定量下限值	測定値
カドミウム	mg/l	0.01	0.01	0.001	ND
シアン	mg/l	不検出	不検出	0.01	ND
有機リン	mg/l	不検出	不検出	0.01	ND
鉛	mg/l	0.1	0.1	0.01	ND
六価クロム	mg/l	0.05	0.05	0.005	ND
砒素	mg/l	0.05	0.05	0.005	ND
総水銀	mg/l	0.0005	0.0005	0.00005	ND
アルキル水銀	mg/l	不検出	不検出	0.0005	ND
PCB	mg/l	不検出	不検出	0.0005	ND
ダイオキシン類	pg-TEQ/I	10	_	_	0

^{※「}ND」は定量下限値未満を示しています。

●測定物質について

・カドミウム	_	顔料やニッカド電池の電極等、工業製品に使用されており、健康被害としてはイタイイタイ病が有名です。
・シアン	_	シアン化合物として治金やメッキ加工で使用されており、毒物として有名な 青酸カリウムがあります。
・有機リン	_	有機化合物として神経系、呼吸器系に対する毒性から殺虫剤として使われ ています。
- 鉛	_	安価で加工しやすいため様々な場所で使用されていましたが、人間の酵素の働きを阻害するという毒性があり、現在は制限されています。
・六価クロム	_	印刷やメッキ処理に使用されています。 発がん性物質であり、付着したままでは皮膚炎や腫瘍を起こします。
·砒素	_	毒性の強さから農薬や木材防腐で使用されています。 森永ミルクや和歌山での事件等で有名な毒物です。
•総水銀	_	水銀単体と他の金属と混和させた合金の累計で、腎臓の中毒を発生させます。
・アルキル水銀	_	有機水銀化合物の総称、日本では水俣病の原因であるメチル水銀が有名です。 健康被害は脳神経への中毒です。
•PCB	_	ポリ塩化ビフェニルのことで電気絶縁性や耐薬品性に優れることから様々な場所で使用されています。 加熱によりダイオキシン類に変異します。

※ダイオキシンについては、表-2で説明したとおりです。